

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 抜粋

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則

発令 平成24年12月3日号外国土交通省令第86号

最終改正：令和6年12月27日号外国土交通省令第111号

改正内容：令和6年12月27日号外国土交通省令第111号[令和6年12月27日]

○都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則

〔平成二十四年十二月三日号外国土交通省令第八十六号〕

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

第一節 低炭素まちづくり計画の作成（第二条）

第二節 集約都市開発事業等（第三条—第十五条）

第三節 共通乗車船券等

第一款 共通乗車船券（第十六条）

第二款 鉄道利便増進事業（第十七条—第十九条）

第三款 軌道利便増進事業（第二十条—第二十八条）

第四款 道路運送利便増進事業（第二十九条—第三十三条）

第四節 貨物運送共同化事業（第三十四条—第三十六条）

第五節 樹木等管理協定（第三十七条—第三十九条）

第六節 港湾隣接地域内の工事等の許可の特例（第四十条）

第三章 低炭素建築物の普及の促進のための措置（第四十一条—第四十六条）

第四章 雑則（第四十七条・第四十八条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

第一節 低炭素まちづくり計画の作成

（港湾隣接地域に設けられる非化石エネルギー利用施設等）

第二条 法第七条第三項第五号ハの国土交通省令で定める非化石エネルギー利用施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 太陽光を電気に変換する設備
- 二 風力を電気に変換する設備
- 三 蓄電池設備

四 船舶のための給電施設

五 化石燃料を効率的に利用する荷役機械

六 前各号に掲げるもののほか、港湾における化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設

(省略)

第三章 低炭素建築物の普及の促進のための措置

(低炭素建築物新築等計画の認定の申請)

第四十一条 法第五十三条第一項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。)を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

	図書の種類	明示すべき事項
(い)	設計内容説明書	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		空気調和設備等及び空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備(以下この表において「低炭素化設備」という。)の位置
		建築物の緑化その他の建築物の低炭素化のための措置(以下この表において「低炭素化措置」という。)
	仕様書(仕上げ表を含む。)	部材の種別及び寸法
		低炭素化設備の種別
		低炭素化措置の内容
	各階平面図	縮尺及び方位
		間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
		壁の位置及び種類
		開口部の位置及び構造
		低炭素化設備の位置
		低炭素化措置

	床面積求積図		床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表		用途別の床面積
	立面図	縮尺	
		外壁及び開口部の位置	
		低炭素化設備の位置	
		低炭素化措置	
	断面図又は矩計図	縮尺	
		建築物の高さ	
		外壁及び屋根の構造	
		軒の高さ並びに軒及びひさしの出	
		小屋裏の構造	
		各階の天井の高さ及び構造	
		床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	
	各部詳細図	縮尺	
		外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法	
	各種計算書		建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
	低炭素化措置が法第五十四条第一項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することの確認に必要な書類		低炭素化措置の法第五十四条第一項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準への適合性審査に必要な事項
(ろ)	機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
		空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
		照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
		給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数
			太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
			節湯器具の種別及び数
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、仕様及び数
	仕様書	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
	系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先

		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
		給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先
	各階平面図	空気調和設備	縮尺
			空気調和設備の有効範囲
			熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
		空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
			給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
		照明設備	縮尺
			照明設備の位置
		給湯設備	縮尺
			給湯設備の位置
			配管に講じた保温のための措置
			節湯器具の位置
		昇降機	縮尺
			位置
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	縮尺
			位置
	制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
		照明設備	照明設備の制御方法
		給湯設備	給湯設備の制御方法
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の制御方法
(は)	機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法

			太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
			節湯器具の種別、位置及び数
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

（低炭素建築物新築等計画の記載事項）

第四十二条 法第五十三条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

（低炭素建築物新築等計画の認定の通知）

第四十三条 所管行政庁は、法第五十四条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第六による通知書に第四十一条第一項の申請書の副本（法第五十四条第五項の場合においては、第四十一条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（低炭素建築物新築等計画の軽微な変更）

第四十四条 法第五十五条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更
その他の変更後も認定に係る低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請）

第四十五条 法第五十五条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第七による申請書の正本及び副本に、それぞれ第四十一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、同項の表中「法第五十四条第一項第一号」とあるのは、「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号」とする。

（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の通知）

第四十六条 第四十三条の規定は、法第五十五条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第四十三条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する

法第五十四条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第四項」と、同条第二項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第八」と、「法第五十四条第五項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第五項」と読み替えるものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第四十六条の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第四十四条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

（磁気ディスクによる手続）

第四十六条の三 別記様式第五又は別記様式第七による申請書並びにその添付図書のうち所管行政庁が認める図書及び書類については、当該図書及び書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該図書及び書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであって、所管行政庁が定めるものによることができる。

第四章 雑則

（権限の委任）

第四十七条 法第三章第三節第一款から第四款まで及び第三十三条に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長（同条に規定する権限については、運輸監理部長を含む。次条第一項において同じ。）に委任する。

一 法第二十三条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認定及び同条第八項の規定による認定の取消しに係るもの（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十六条第一項の規定による認可又は同条第三項の規定による届出（同令第七十一条第一項第七号に掲げるものを除く。）に係る鉄道利便増進実施計画に係るものに限る。）

二 法第二十六条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による認定及び同条第九項の規定による認定の取消しに係るもの（軌道法第三条の規定による特許又は同法第十一条第一項の規定による認可に係る軌道利便増進実施計画に係るものに限る。）

2 法第三十一条及び第三十七条に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（同条に規定する権限については、運輸監理部長を含む。）も行うことができる。

（書類の提出）

第四十八条 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局長（当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域（当該事案が貨物運送共同化事業に係るものである場合の近畿運輸局長の管轄区域にあっては、神戸運輸監理部長の管轄区域を除く。）にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局長。以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出しなければならない。

2 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書は、所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であって道路運送利便増進事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該事案が運輸監理部長

と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長）を経由して提出しなければならない。

- 4 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であって貨物運送共同化事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸支局長（当該事案が二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸支局長）を経由して提出することができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第二条 国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第三条 地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年九月三〇日国土交通省令第八五号〕

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請書の様式については、この省令による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成二八年一月三〇日国土交通省令第八〇号〕

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律〔平成二七年七月法律第五三号〕の一部の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。〔後略〕

附 則〔令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号〕

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三三号〕の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則〔令和二年一月二三日国土交通省令第九八号〕

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和三年八月三一日国土交通省令第五三号抄〕

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則〔令和四年九月一六日国土交通省令第六八号〕

（施行期日）

- 1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現に都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「法」という。)第十条第一項及び第五十四条第一項の認定を受けている集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新築等計画の法第十一条第一項及び第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、この省令による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)別記様式第三及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にされている法第九条第一項及び第五十三条第一項の規定による認定の申請(法第十一条第一項及び第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。次項において同じ。)に係る申請書の様式については、新規則別記様式第一、別記様式第三、別記様式第五及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この省令の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第九条第一項及び第五十三条第一項の規定による認定の申請に基づき法第十条第一項及び第五十四条第一項の認定を受ける集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新築等計画の法第十一条第一項及び第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記様式第三及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔令和四年十一月七日国土交通省令第七九号〕

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にされている都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定による認定の申請に係る申請書の様式については、この省令による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔令和五年九月二二日国土交通省令第七三号抄〕

(施行期日)

- 1 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律〔令和五年四月法律第一八号〕の施行の日(令和五年十月一日)から施行する。

附 則〔令和五年九月二五日国土交通省令第七五号〕

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律〔令和四年六月法律第六九号〕附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則〔令和六年三月八日国土交通省令第一八号〕

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和五年六月法律第五八号〕附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条、第二条又は第五条から第八条までの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

- 2 〔略〕

附 則〔令和六年六月二八日国土交通省令第六八号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律〔令和四年六月法律第六九号〕（附則第五条第三項において「改正法」という。）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕第九条の規定〔中略〕 公布の日
- 二 〔略〕

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この省令の施行の際現にある第九条及び第十条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和六年一〇月二五日国土交通省令第九二号抄〕

(施行期日)

- 1 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和六年六月法律第五三号〕附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

附 則〔令和六年一二月二七日国土交通省令第一一一号〕

(施行期日)

- 1 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 この省令の施行の日前に交付されたこの省令による改正前のそれぞれの省令に規定する様式による書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令に規定する様式によるものとみなす。

別表第一（第十八条及び第十九条関係）

(省略)

別表第二（第二十一条及び第二十二条関係）

(省略)

別表第三（第三十条及び第三十一条関係）

(省略)

別表第四（第三十五条及び第三十六条関係）

(省略)